

公委第700451号

放置違反金公示納付命令書

- 1 納付命令を受ける者
下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者
 - 2 納付命令の内容
放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付
 - 3 納付命令の理由
弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実
上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。
- なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、この命令によって放置違反金を納付したものとみなされます。

令和 8 年 10 月 28 日

京都府公安委員会 印

弁明通知書番号
61-109-260923-648007
61-122-260927-545003
61-124-260831-601004
61-124-260905-600005
61-124-260927-600001
61-124-260927-600002
61-124-260927-600010
61-124-260927-601013
61-125-260927-559001
61-126-260927-613001
61-126-260927-617001
61-126-260927-624001
61-128-260927-696001
61-128-260927-697005
61-129-260824-512002
61-129-260921-520004
61-129-260925-527007
61-129-260927-514001
61-129-260927-521001
61-131-260927-746003
61-225-260927-791001
61-225-260927-791003
61-235-260819-875002

[illegible][illegible][illegible]